

事業概要

令和4年度

川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1 沿革	1
2 根拠法令・関係法令	2
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)告示・要綱等	
3 組織構成及び人員	5
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	5
5 施設の概要	5
(1)所在地	
(2)敷地面積	
(3)建築構造	
(4)建築面積	
(5)建築延べ面積	
(6)主な施設	
6 建物配置図及び平面図	7
(1)建物配置図	
(2)建物平面図	
7 事業予算及び手数料	8
(1)事業予算	
(2)手数料及び諸収入	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	9
(1)動物愛護の普及	
ア いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
イ サマースクール	
ウ いのちの教育に係る意見交換会	
エ 施設見学等	
オ 施設貸出し	
カ ボランティア活動	
キ 動物愛護フェアかわさき	

ク 動物慰霊祭	
(2) 動物の適正飼養推進	
ア 犬猫等の適正飼養講座	
イ 動物に関する苦情	
ウ 動物の逸走・保護に関する問合せ	
エ 返還時の飼い主指導	
オ 動物愛護センター運営懇談会	
2 動物の収容・保護・管理事業	16
(1) 犬の捕獲・収容・返還	
(2) 犬猫等の引取り	
(3) 負傷動物の保護	
(4) 収容動物の飼養管理	
(5) 犬猫等の殺処分	
(6) 犬猫等の譲渡	
(7) 犬の登録と狂犬病予防注射	
(8) マイクロチップの推進	
(9) 繁殖制限	
(10) 動物の譲渡に係るコーディネート事業	
(11) 咬傷事故への対応	
3 特定動物に係る事業	24
4 鳥獣保護管理法関係事業	25
(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
(2) 有害動物捕獲支援	
(3) アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	25
(1) 収容動物の検査等	
(2) 高病原性鳥インフルエンザ	
資料(わんわんレポート)	26
案内図	32

第 1 章 総説

1 沿 革

川崎市動物愛護センター（以下年表、会議名等を除き「センター」という。）は、昭和48年11月施行の動物愛護を基本理念とした、「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として、昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、それまでの川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、新たに発足しました。

センターは、本市の動物愛護行政において、犬、猫等の譲渡、收容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で懸念される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

建設から40年余りが経過し、施設の老朽化や狭あい化から、「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」として期待される役割を十分に発揮できる状況ではなくなってきたことから、平成27年2月に「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を定め、本計画に基づき、設計等の整備を進め、平成31年2月12日、中原区上平間に移転開所しました。

昭和25年	8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年	11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年	12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年	5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年	10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年	10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年	11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」（わんわん条例）を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年	4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年	9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和55年	7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」に改称
平成9年	4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成9年	4月	「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」に改称
平成12年	4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、 「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年	4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年	5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成17年	8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年	4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管
平成23年	3月	「動物愛護センター庁内あり方検討員会報告書」のとりまとめ

平成25年	3月	「動物愛護センター懇談会報告書」とりまとめ
平成25年	9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成26年	3月	「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」策定
平成26年	5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正
平成26年10月		「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
平成27年	2月	「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
平成30年	5月	移転後施設の愛称案の公募実施
平成30年10月		愛称が「ANIMAMALL かわさき」に決定
平成30年12月		「川崎市動物愛護センター条例」改正
平成31年	2月	「川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき」移転開所
令和元年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
令和2年	3月	新型コロナウイルス感染症の影響により、定例譲渡会の休止
令和2年	7月	完全予約制、個別対応により譲渡相談を再開
令和3年	12月	「子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱」制定

2 根拠法令・関係法令

(1) 根拠法令

狂犬病予防法（昭和25年8月26日 法律第247号）

狂犬病予防法施行令（昭和28年8月31日 政令第236号）

狂犬病予防法施行規則（昭和25年9月22日 省令第52号）

川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年11月1日 規則第33号）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日 法律第105号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年4月7日 政令第107号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月20日 省令第1号）

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年3月24日 条例第21号）

（以下「市条例」という。）

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月31日

規則第45号）

川崎市動物愛護センター条例（昭和49年3月30日 条例第13号）

（以下「センター条例」という。）

川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和49年4月1日 規則第40号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日

法律第114号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日

法律第88号）

(2) 関係法令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年6月18日
法律第83号）

遺失物法（平成18年6月15日 法律第73号）

家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日 法律166号）

獣医師法（昭和24年6月1日 法律第186号）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日
法律第78号）

(3) 告示・要綱等

ア 環境省関係

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養及び保管に関する基準

犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

動物の殺処分方法に関する指針

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

イ 川崎市関係

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

動物愛護管理に関する業務取扱要領

川崎市動物愛護センター運営に係る懇談会設置要綱

かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱

川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア審査要領

成犬飼養管理支援ボランティア実施要領

成猫飼養管理支援ボランティア実施要領

子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱

譲渡会運営支援ボランティア実施要領

いのち・MIRAI教室等支援ボランティア実施要領

啓発物作成ボランティア実施要領

植栽等清掃支援ボランティア実施要領

川崎市動物の譲渡実施要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

マイクロチップによる所有者明示措置推進要綱

動物の引取り実施要領

動物の返還等に関する実費徴収要綱

川崎市猫の適正飼養ガイドライン

川崎市地域猫活動支援要綱

川崎市地域猫の不妊手術実施要領

川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱

川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱

川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱

狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領

川崎市動物愛護センターネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱

川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー募集要項

災害時の動物救援活動に関する協定書

動物の診療等に係る技術的支援等に関する協定書

有害動物捕獲支援要綱

川崎市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領

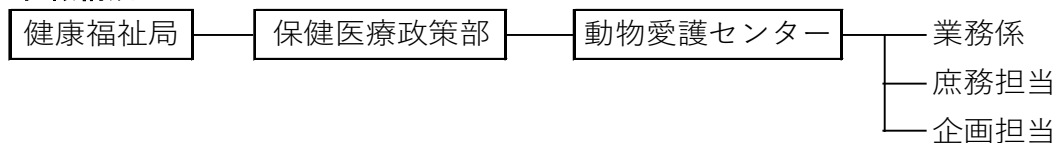
川崎市鳥獣の飼養登録更新等許可事務取扱要領

川崎市傷病鳥獣保護のための捕獲許可事務取扱要領

川崎市学術研究のための捕獲許可事務取扱要領

3 組織構成及び人員

(1) 組織構成



(2) 職員の配置状況（令和4年4月1日付け）

	総数	事務	獣医師	用務員	会計年度 任用職員
総数	20	2	12	2	4
所長	1	-	1	-	-
業務係	13	-	8	1	4
庶務担当	3	2	-	1	-
企画担当	3	-	3	-	-

(3) 業務委託契約

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- イ 保護収容動物運搬等業務委託
- ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託
- エ 動物愛護センター施設維持管理業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

- (1) 所在地 川崎市中原区上平間1700番地8
- (2) 敷地面積 2,500㎡
- (3) 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て
- (4) 建築面積 895.93㎡
- (5) 建築延べ面積 2,308㎡

(6) 主な施設

ア 事務管理エリア

事務室

92.82m²

イ 動物エリア

(ア) 1階

検疫室

8.93m²

シャンプー室

9.08m²

野良猫手術室

21.68m²

感染症対策室（猫）

18.24m²

感染症対策室（犬）

30.13m²

鑑定室

19.65m²

検診室

30.45m²

NITTOKU適正飼育啓発室

74.18m²

(イ) 2階

収容室（犬）1～20

144.52m²

譲渡適性判断室

35.53m²

飼料調整室（犬）

8.60m²

負傷動物収容室

19.11m²

手術室

25.14m²

診察コーナー

10.55m²

レントゲン室

6.91m²

検査室

17.63m²

行動観察室（犬）

11.58m²

学習コーナー

68.18m²

トリミング室

9.35m²

(ロ) 3階

飼料庫

22.76m²

飼料調整室（猫、その他動物）

8.60m²

子猫室1～5

70.61m²

負傷猫収容室

13.87m²

動物舎（鳥類等）

14.71m²

動物舎（その他哺乳類）

12.87m²

譲渡猫室

44.08m²

行動観察室（猫）

11.59m²

ペピイにゃんmeetsルーム

21.88m²

市民協働室1・2

41.38m²

ヒルズ研修室

132.53m²

ウ その他

災害用備蓄倉庫1～4

69.00m²

事務所用倉庫

16.54m²

トイレ（各階男女及び1階多目的）

76.16m²

授乳室

3.55m²

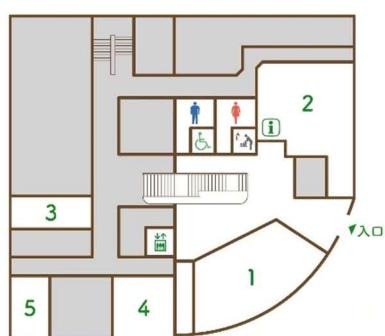


6 建物配置図及び平面図

(1) 建物配置図

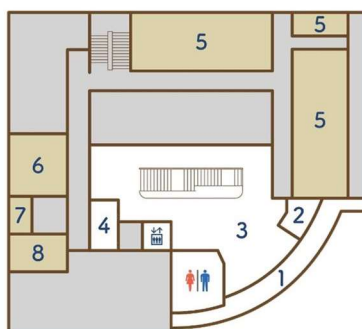


(2) 建物平面図



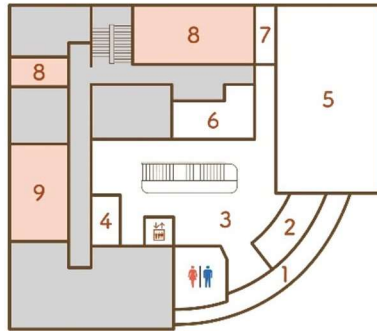
1F

1. NITTOKU
適正飼育啓発室
2. 事務室
3. 野良猫手術室
4. 検診室
5. 鑑定室



2F

1. バルコニー
2. トリミング室
3. 学習コーナー
4. 行動観察室(犬)
5. 犬舎
6. 手術室
7. レントゲン室
8. 検査室



3F

1. バルコニー
2. ペイイにゃんmeetsルーム
3. 市民の憩いと集いのエリア
4. 行動観察室(猫)
5. ヒルズ研修室
6. 市民協働室 1
7. 市民協働室 2
8. 子猫室
9. 譲渡猫室

7 事業予算及び手数料

(1) 事業予算

令和4年度予算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	538	3	2,578	
		県支出金	寄付金	合計
		1,548		4,667
科目	運営事業費	飼養登録業費	合計	
歳出	109,064	344	109,408	

令和3年度予算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	538	3	2,578	
		県支出金	寄付金	合計
		1,399		4,518
科目	運営事業費	飼養登録業費	合計	
歳出	107,678	344	108,022	

(2) 手数料及び諸収入(一部抜粋)

① 狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

② 管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

③ その他

返還手数料	1頭につき	3,000円
飼養管理費	1日1頭につき	1,000円
マイクロチップ挿入実費	1頭につき	2,000円

第 2 章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要です。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

ア いのち・MIRAI 教室（動物愛護教室）

小学校や中学校を対象に、命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指します。

いのち・MIRAI 教室には、センター職員が小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの表し方等について説明を行う訪問型教室と、児童がセンターに来所して、施設見学等を行う来所型教室の2種類があります。教室の内容は、学年ごとに異なり、「動物の気持ち」や「動物と人との関わり方」等をテーマとして、さまざま授業を行っています。

なお、平成26年度からは、動物の福祉に配慮して、動物に触れないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。また、平成27年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればよいかを話し合ってもらうことに重点を置いています。

令和4年度は、小学校等施設63クラスで実施し、延べ1851名の参加がありました。

○いのち・MIRAI 教室（平成25年度から令和4年度まで）

年度	25			26			27			28			29		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	4	4	143	9	30	913	-	-	-	-	-	-	11	37	1,111
小学校	24	84	2,548	-	-	-	6	22	626	8	23	340	-	-	-
中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	144	-	-	-
老人福祉施設	1	1	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こども文化センター わくわくプラザ	2	2	54	-	-	-	-	-	-	1	1	78	-	-	-
総数	31	91	2,760	9	30	913	6	22	626	10	28	562	11	37	1,111

年度	30			令和元			2			3			4		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
小学校	9	26	775	9	37	1,107	17	53	1,618	6	25	763	8	29	924
中学校	1	1	31	1	1	30	2	6	203	1	1	27	1	1	26
こども文化センター わくわくプラザ	1	1	38	2	2	121	2	2	31	22	22	656	33	33	901
その他	-	-	-	3	7	81	-	-	-	1	1	10	-	-	-
総数	11	28	844	15	47	1,339	21	61	1,852	30	49	1,456	42	64	1,868

イ サマースクール

夏休み期間中の小学生を対象に、センターの業務や獣医師の仕事について勉強する

サマースクールを開催しています。主にセンター見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最期まで飼う責任について考えます。

(7) 低学年向けプログラム「ANIMAMALLかわさきの猫を観察してみよう！どんな気持ちかな？」

前半の部では、センターに収容される動物の種類や収容される理由について学びます。また、収容動物の写真や動画を見ながら動物の気持ちについて学びます。

後半の部では、センターの見学をしたり、譲渡対象の成猫のプロフィールを作成したりして、動物の様子を観察し、動物にも個性があることを体感してもらいます。

(4) 高学年向けプログラム「ANIMAMALLかわさきに子猫がやってきた！命を守るために」

前半の部では、子猫の収容の流れを動画で学ぶなどの活動を通じて命を守る仕事について知り、適正飼養に関する知識を学びます。

後半の部では、センターを見学し、犬舎内に入ってセンターでの動物たちの暮らしを疑似体験し、またマイクロチップリーダーを使用し収容動物の受け入れを体験します。

令和4年度は、計4回実施し、(7)(4)の参加合計人数は、75名でした。

ウ いのちの教育に係る意見交換会

平成27年度から動物を通じて子どもたちに命の大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かな心を涵養する「いのちの教育」について、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署の職員で構成される意見交換会を設置しています。

エ 施設見学等

センターの役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、広く一般に公開しています。

(7) バックヤードツアー

普段は職員しか立入ることのできない、子猫室などのバックヤードの様子を職員の案内によりご覧いただいています。日常の飼養管理などの一端に対する説明付きの見学を通じて、センターに対する理解を深めていただけるよう努めています。

令和4年度は、65回、204名の参加がありました。

(4) その他の見学等

市民の方はもとより、市外からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校の自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由はさまざまです。報道機関等からの取材も含めて、令和4年度は、34回、175名の来所がありました。

オ 施設貸出し

市内における市民活動を促進し、併せて動物愛護の風を高めるため、センター内の市民協働室1、市民協働室2及びヒルズ研修室を「市民活動コーナー」として、市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体に登録していただいた上で、無料で貸し出しています。

令和4年度末現在、6団体が登録しております。

カ ボランティア活動

センターでは、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「市条例」という。）第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

令和4年度は、令和3年11月に登録を行った第12期のメンバー167名が活動されています。

また、「かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱」第6条に規定されるセンター業務支援や運営協力について、以下の業務に関して、要領（平成30年6月制定）に基づき、共通基礎研修を修了し、審査を通過したボランティアの皆様は、御支援、御協力いただいています。

成犬飼養管理支援ボランティア	5名	
成猫飼養管理支援ボランティア	8名	
譲渡会運営支援ボランティア	11名	
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア	9名	
啓発物作成ボランティア	5名	
植栽等清掃支援ボランティア	1名	合計39名

キ 動物愛護フェアかわさき

毎年9月20日から26日までは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づく「動物愛護週間」です。この期間中は、全国的に動物愛護事業が行われています。川崎市においても、例年、「動物愛護フェア」を実施し、動物愛護に関する普及啓発や譲渡会等を行っています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

ク 動物慰霊祭

例年、動物愛護週間に、センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと、川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、公益社団法人 川崎市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「各区衛生課」という。）等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動物慰霊祭の式典は動物愛護センター関係職員のみで執り行い、式典後にNITTOKU適正飼育啓発室に祭壇を設置し、来館者の方々に手を合わせていただきました。

(2) 動物の適正飼養推進

飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように、返還、譲渡等様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

ア 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡に際して講習会を実施しています。

令和4年度 犬猫等の適正飼養講座等実施状況

種 類	回数	参加数	内 容
譲渡講習会	69	154	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等及び犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等

イ 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に、犬の捕獲に関しては、市民の安全のために夜間などの時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区衛生課と連携しながら、迅速に対応するとともに、閉庁時間には、獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

令和4年度のセンターの苦情対応件数は699件（犬に関する苦情等が74件、猫に関する苦情等が260件、その他の苦情等が365件）でした。

○犬に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	74	14	6	10	19	7	4	8	6
苦情・相談内容総数	80	16	6	10	20	8	4	8	8
登録	-	-	-	-	-	-	-	-	-
注射	-	-	-	-	-	-	-	-	-
捕獲依頼	5	-	-	1	2	1	1	-	-
放し飼い	3	1	-	1	1	-	-	-	-
餌やり	1	1	-	-	-	-	-	-	-
鳴き声	1	-	-	-	-	-	-	1	-
糞尿	2	2	-	-	-	-	-	-	-
管理方法相談	9	3	-	-	2	3	-	-	1
引取り相談（所有者）	32	8	5	2	7	4	1	3	2
引取り相談（所有者不明）	4	-	-	-	1	-	1	2	-
負傷動物収容依頼	-	-	-	-	-	-	-	-	-
虐待疑い（総数）	5	-	-	3	1	-	-	-	1
遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	18	1	1	3	6	-	1	2	4

○猫に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	260	62	55	39	41	24	15	14	10
苦情・相談内容総数	286	67	61	41	48	28	15	15	11
捕獲依頼	33	5	8	4	7	3	2	2	2
放し飼い	1	1	-	-	-	-	-	-	-
餌やり	5	1	-	1	1	1	-	1	-
鳴き声	1	-	-	-	1	-	-	-	-
糞尿	6	3	1	-	2	-	-	-	-
管理方法相談	18	4	5	3	-	1	1	2	2
引取り相談（所有者）	38	6	9	4	5	4	6	3	1
引取り相談（所有者不明）	81	25	15	12	16	6	2	1	4
負傷動物収容依頼	54	12	10	10	10	7	2	2	1
虐待疑い（総数）	2	-	-	-	-	-	-	2	-
遺棄	1	-	1	-	-	-	-	-	-
不妊去勢補助金	3	1	1	-	-	1	-	-	-
地域猫活動	4	1	-	1	-	2	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	2	-	-	-	1	1	-	-	-
その他	37	8	11	6	5	2	2	2	1

○その他の動物に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	365	35	19	81	61	47	38	72	12
苦情・相談内容総数	384	39	20	85	61	49	39	78	13
捕獲依頼	253	18	14	54	47	38	24	55	3
放し飼い	1	-	-	-	1	-	-	-	-
餌やり	7	3	1	1	-	1	-	1	-
鳴き声	12	1	-	1	2	1	1	5	1
糞尿	17	4	1	3	2	2	-	4	1
管理方法相談	2	1	-	-	-	-	-	1	-
引取り相談（所有者）	16	4	1	2	2	2	2	-	3
引取り相談（所有者不明）	8	-	-	1	1	2	-	3	1
負傷動物収容依頼	6	-	-	2	-	-	3	1	-
虐待疑い	3	1	-	1	-	-	-	1	-
遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥インフルエンザ	1	-	-	-	-	-	1	-	-
その他	58	7	3	20	6	3	8	7	4

ウ 動物の逸走・保護に関する問合せ

飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、逸走動物情報として記録するとともに、他自治体や警察署などへ届け出るよう案内しています。さらに、センターのホームページの収容動物情報には、写真

や特徴等を掲載し、常に情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを備え、問い合わせに対して、迅速、的確に対応しています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回程度、センターに問い合わせてもらいように伝え、収容動物が飼い主に正確に返還できるように慎重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しては、保護動物情報として記録して、警察署等への届け出を案内するとともに、逸走動物情報との照合を丁寧に行い、動物が飼い主の元に戻ることができるよう努めています。

令和4年度の届け出件数は358件（逸走動物届出266件、保護動物届出92件）でした。

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
逸走動物登録件数	266	24	28	32	30	26	14	24	18	26	18	11	15
保護者登録件数	92	11	8	11	6	8	4	9	8	10	6	6	5

エ 返還時の飼い主指導

収容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着です。また、犬に関しては、その多くが狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票（以下「済票」という。）が未装着の状態で収容されます。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護管理法に基づく所有明示措置や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導しています。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ（有料）を挿入しています。

収容される犬猫の飼い主は、「いつもは帰ってくる」という認識であることが少なくないため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、複数回センターに収容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策等について各区衛生課と協力して現地指導をしています。

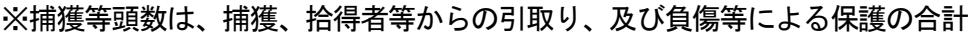
オ 動物愛護センター運営懇談会

平成29年度からセンターの運営強化や市民協働の活性化等を目指すため、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署職員から構成される懇談会を設置しています。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、市条例、センター条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区衛生課と連携し、迅速に捕獲しています。



センターで動物の収容があった場合には、市ホームページやセンター敷地内にて一定期間、収容動物情報を公示し、飼い主が迷子の動物を探すための期間を設けています。

[illegible]

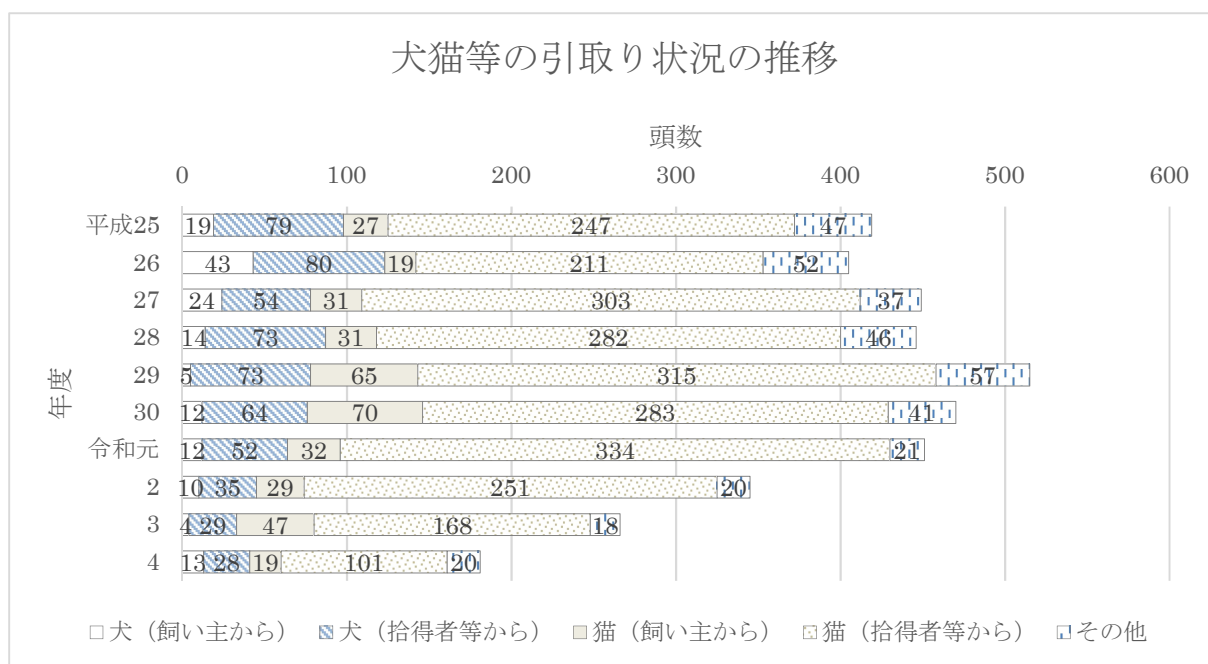
(2) 犬猫等の引取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、所有者から動物の引取りを求められた場合には、原則、終生飼養と新たな飼い主を探す努力をするよう指導しています。なお、所有者の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、譲渡先が見つからないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、殺処分について十分に説明した上で引取りを行っています。

また、市民から所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められた場合には、所有者が判明しているにもかかわらず意図的に捕獲または拾得された動物などを引き取ることがないよう十分な聞き取りを実施しています。また、猫に関しては、拾得された猫が自活できると判断した場合には、引取りを実施していません。なお、引取り動物の大部分は離乳前の子猫で、「産み捨てられた子猫」「捨てられていた子猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。

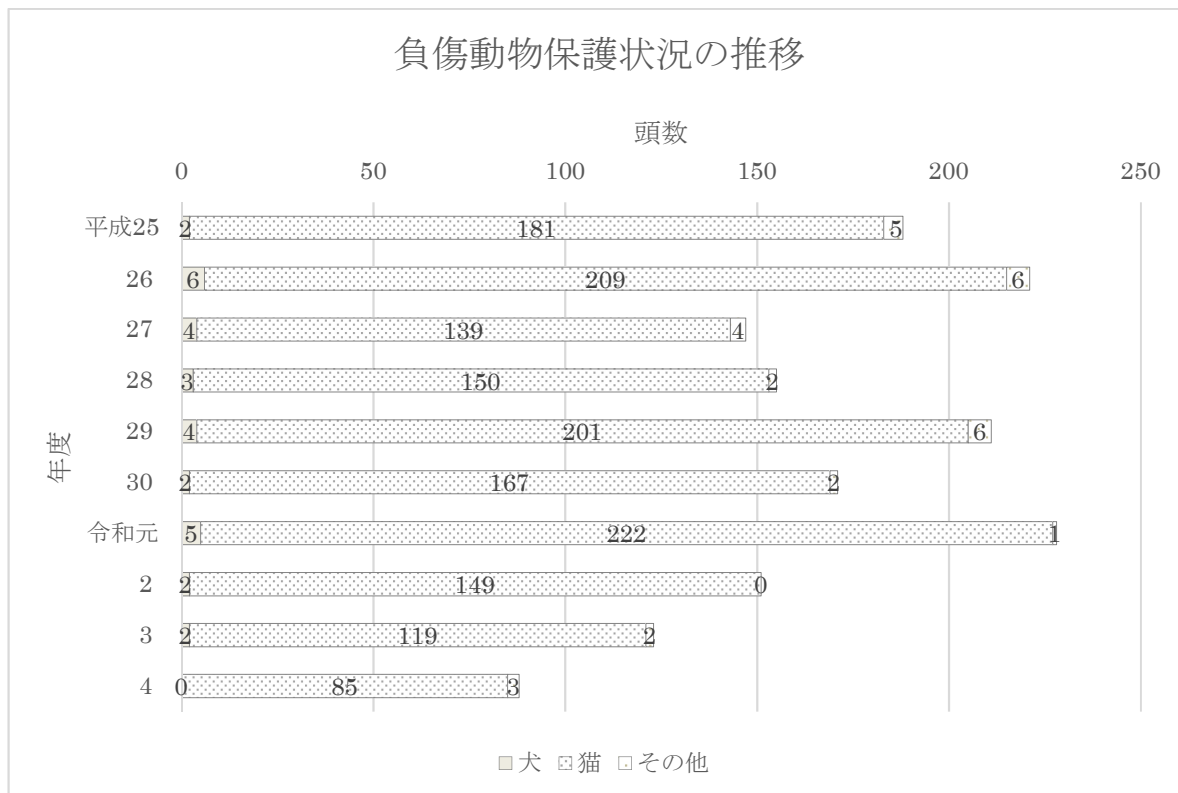
さらに、猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主が未だに多いため、多くの子猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については、屋内飼養に努めることを市条例で規定しています。

令和4年度の引取り動物は181頭で、犬41頭（飼い主から13頭、拾得者等から28頭）、猫120頭（飼い主から19頭、拾得者等から101頭）、その他の動物は20頭でした。



(3) 負傷動物の保護

公園、道路等の公共の場所で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている所有者の判明しない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などを行っています。また、夜間・休日など閉庁時間中の負傷動物の保護及び治療については、獣医師会に委託しています。



(4) 収容動物の飼養管理

所有者からの引取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。所有者の判明しない収容動物については、市条例に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、市ホームページに収容動物情報を掲載しています。

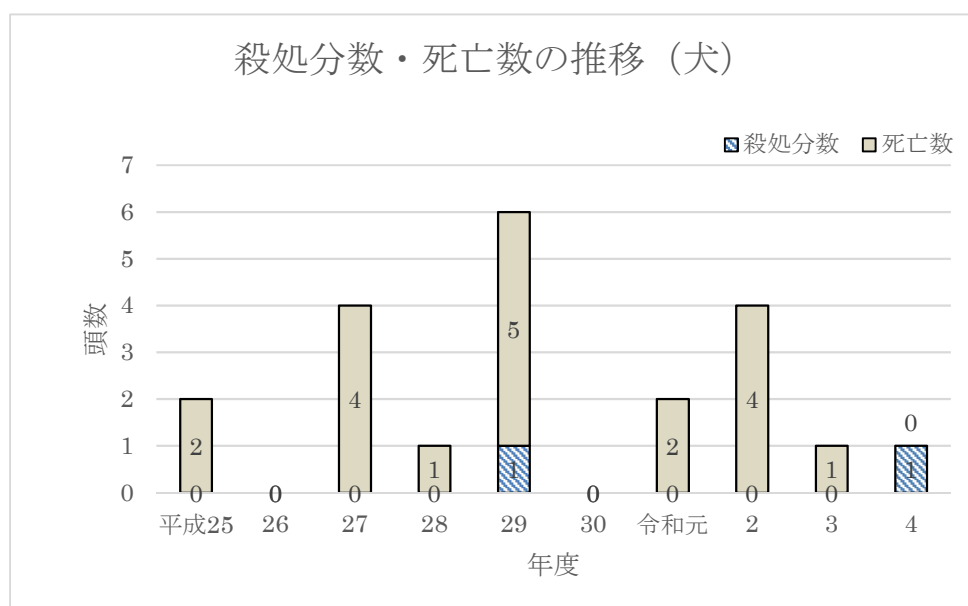
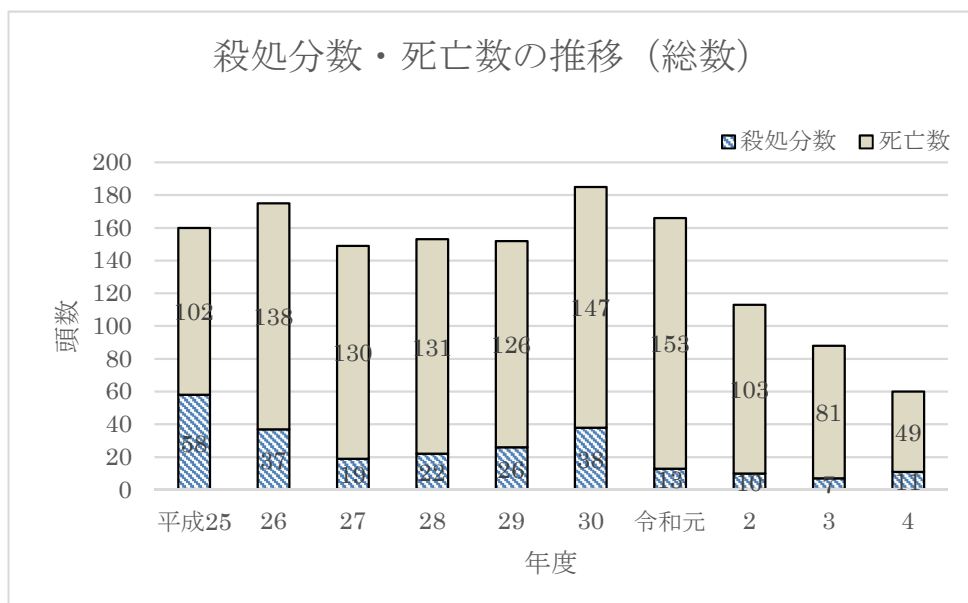
収容動物の受入れでは、写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを実施しています。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染を防ぐため、収容後すぐに検便（虫卵検査）等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、熱湯なども使用します。また、収容車については動物の搬送に使用する度に、消毒を行っています。

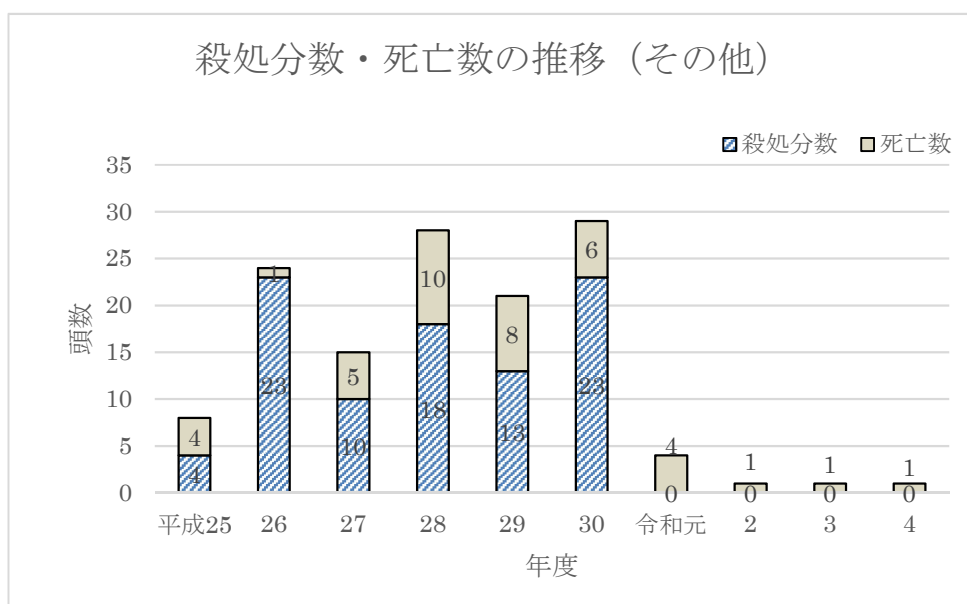
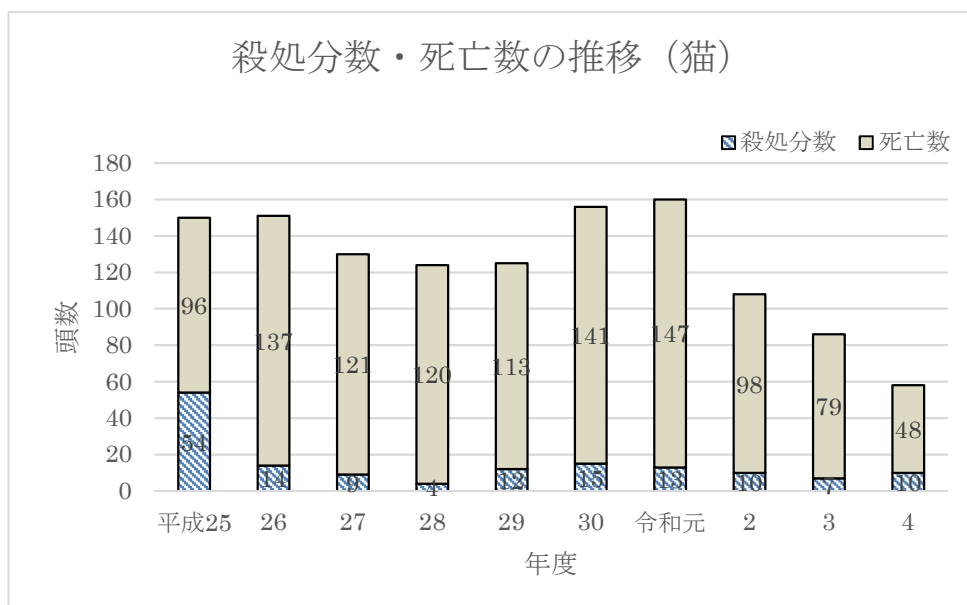
令和4年 動物収容状況

			総数	各区衛生課	センター
総数			270	34	236
所有者からの 引取り	計		32	1	31
	犬	計	13	1	12
		9 1 日以上	13	1	12
		9 1 日未満	-	-	-
	猫	計	19	-	19
		9 1 日以上	13	-	13
		9 1 日未満	6	-	6
	その他の動物		-	-	-
拾得者等からの 引取り（警察含 む）	計		149	18	131
	犬	計	28	1	27
		9 1 日以上	28	1	27
		9 1 日未満	-	-	-
	猫	計	101	17	84
		9 1 日以上	1	-	1
		9 1 日未満	100	17	83
	その他の動物		20	-	20
犬の捕獲	計		1	1	-
	9 1 日以上		1	1	-
	9 1 日未満		-	-	-
負傷動物の保護	計		88	14	74
	犬		-	-	-
	猫		85	13	72
	その他の動物		3	1	2

(5) 犬猫等の殺処分

収容期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施することがあります。また、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を検討します。





(6) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を、個人や新たな飼い主探しを行う登録団体に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、センターの市ホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

ア 個人譲渡

譲渡条件について説明し、動物を適正に飼養できる環境が確認しています。動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主となるよう啓発しています。

また、譲渡後の飼養管理状況調査についても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡後の調査は、終生飼養を推進する上で重要なものと考えています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、譲渡会を休止

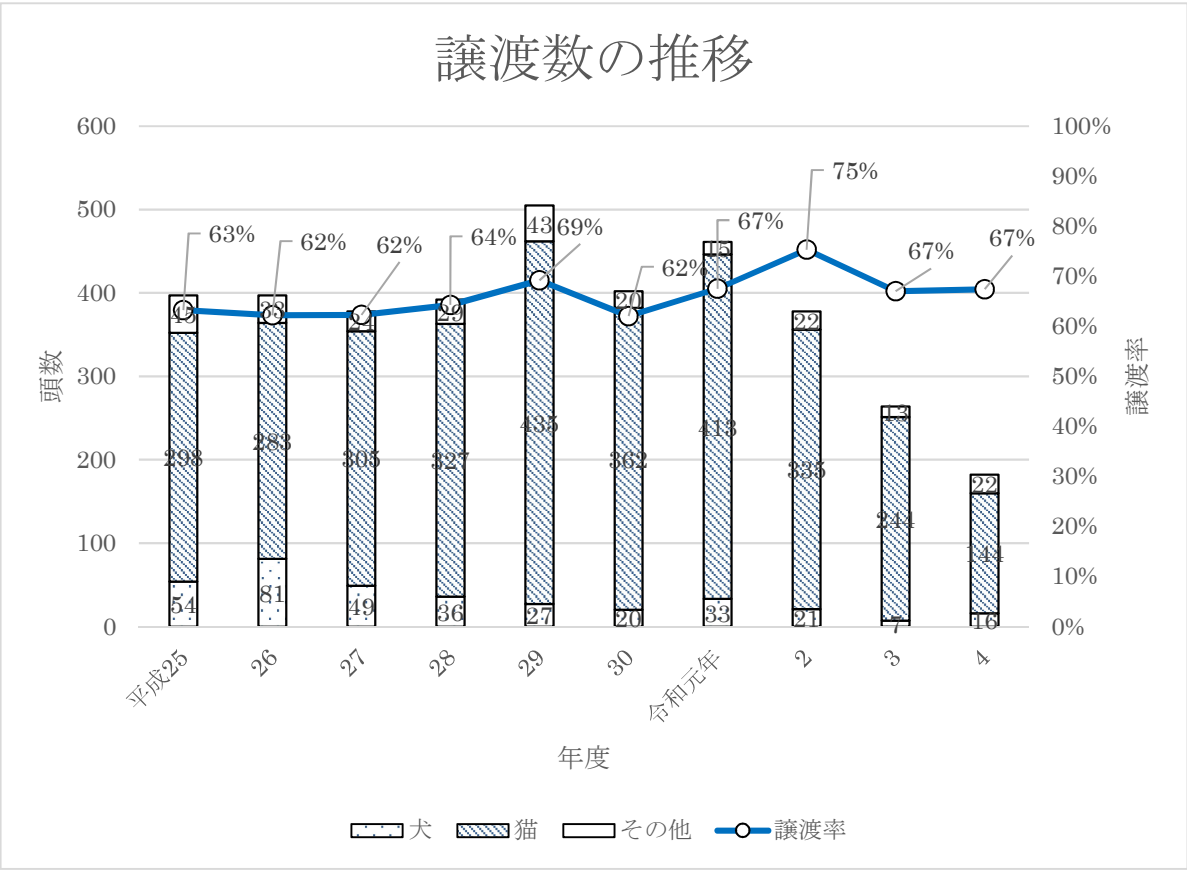
し、完全予約制の個別相談で譲渡を行っています。

イ 団体譲渡

団体への譲渡は、その動物の状況を説明した上で、離乳前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡を進めています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体で、令和4年度は37団体（個人活動者含む。）が登録されています。

令和4年度 センターにおける譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	128	59	-	4	3	12	-	-	1	39	69
犬	17	15	-	-	-	-	-	-	-	15	2
猫	92	38	-	4	3	12	-	-	1	18	54
その他	19	6	-	-	-	-	-	-	-	6	13



※譲渡率＝当該年度に譲渡された動物数/当該年度に収容された動物数（収容後死亡した動物も含む）×100

(7) 犬の登録と狂犬病予防注射

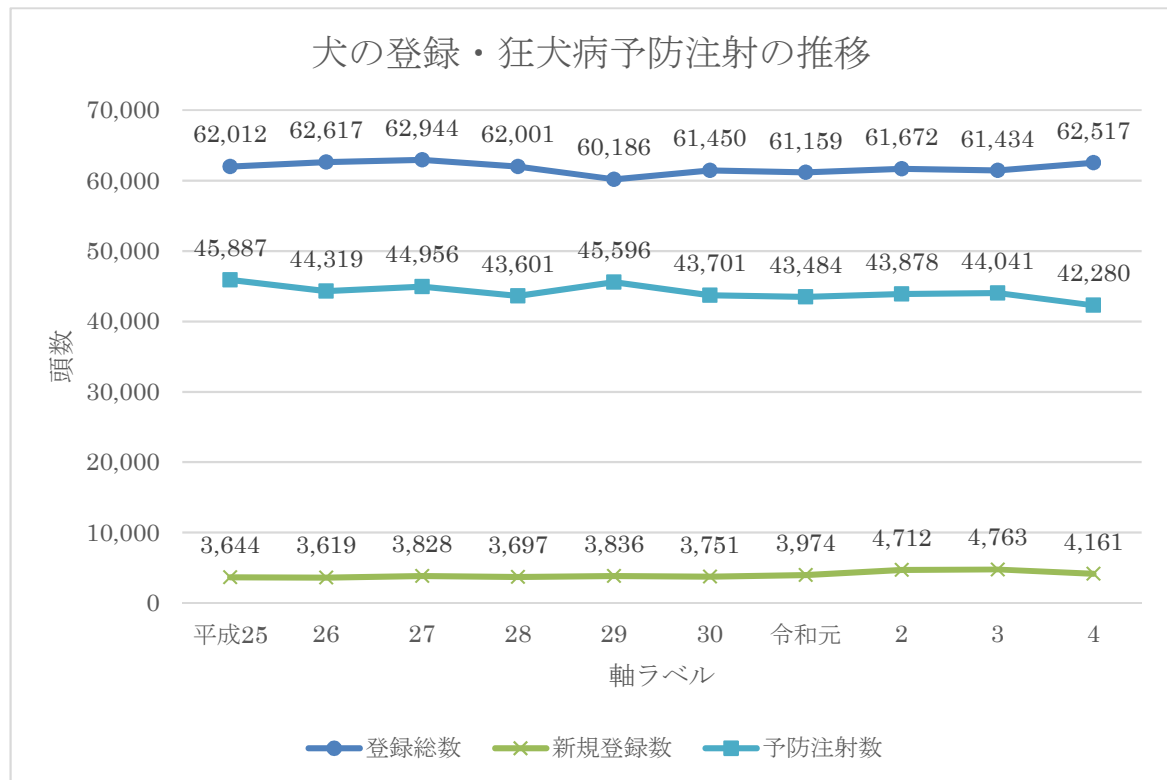
収容犬を返還する際に、狂犬病予防法に基づく登録状況等の確認を行い、未実施の場合は、登録と狂犬病予防注射を実施しています。

令和4年度はセンターにおいて、登録2頭、予防注射5頭に対して、それぞれ実施しました。

令和4年度 センターにおける登録・予防注射実施状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	2	-	1	-	-	-	-	1
予防注射実施頭数	5	-	1	-	1	1	1	1

※動物愛護センター内で継続して飼養管理を行っている犬の登録・予防注射は集計に含まない。



令和4年度 各区の登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	62,517	10,691	6,538	8,015	8,996	11,261	7,746	9,270
	4161	1034	439	661	459	592	439	537
予防注射 実施頭数	42280	6218	4409	5863	6032	8033	5181	6544
世帯数	125,328	125,328	81,861	138,744	116,440	105,415	118,471	81,445

※1 下段は新規登録者数

※2 世帯数は令和4年4月1日時点

(8) マイクロチップの推進

動物愛護管理法に規定される動物の所有明示措置を推進するため、電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱に基づき、収容動物を返還する際に、飼い主が希望した場合には、マイクロチップ挿入を実施しています。また、個人譲渡の際は、犬・猫については全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。令和4年度は、犬4件、猫75件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明した上で実施しました。

(9) 繁殖制限

センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった子猫です。センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる方に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に、健康状態に問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施しています。令和4年度は、収容動物のうち116頭（犬2頭、猫114頭）の不妊去勢手術を行いました。

(10) 動物の譲渡に係るコーディネート事業

飼い主のやむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報をセンターに登録、公開することで、新たな飼養希望者を探す支援をしています。なお、本事業には、市内で飼養管理されている動物であること等の登録条件があり、センターのホームページに掲載するためには、直接センター窓口での申込が必要となります。令和4年度は、新たに17件（犬1頭、猫16頭）の登録があり、そのうち譲渡希望者とのコーディネートが成立した件数は0件でした。

(11) 咬傷事故への対応

咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、保健所支所長の依頼により14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し、鑑定を行っています。なお、飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には、センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合は、センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施します。

3 特定動物に係る事業

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定めており、飼養又は保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、幼齢や埋め込みに耐えられる体力を有しない場合などを除き、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置の実施が義務付けられています。

センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立入検査を実施します。また、既許可施設については、随時立入検査を実施し、許可基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、各区衛生課や警察と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

令和4年度 特定動物飼養状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		12	3	1	-	4	1	2	1
内訳	サル	2	-	1	-	-	1	-	-
	ワニ	2	1	-	-	1	-	-	-
	カメ	4	1	-	-	1	-	2	-
	ヘビ	3	-	-	-	2	-	-	1
	トカゲ	1	1	-	-	-	-	-	-

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。第9条第1項に基づき、川崎市が権限を有する39種の鳥獣に対する捕獲許可を行っています。

令和4年度は、生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は186件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は4件、学術研究のための捕獲許可申請は0件でした。

(2) 有害動物捕獲支援

毎年4月以降は、カラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その土地又は建物の管理者に対応していただくこととなります。ただし、カラスの巣立ちビナが地上に落ちて、親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を取得した委託業者に現地確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることがあります。

有害動物捕獲支援要綱に基づき、人家等に侵入し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させたハクビシン等の捕獲を実施する市民に対し、上記委託業者による捕獲檻の設置や捕獲した対象動物の回収、処分等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲檻の設置について説明し、前項の委託業者が直接現地を確認して設置します。なお、当該業者は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

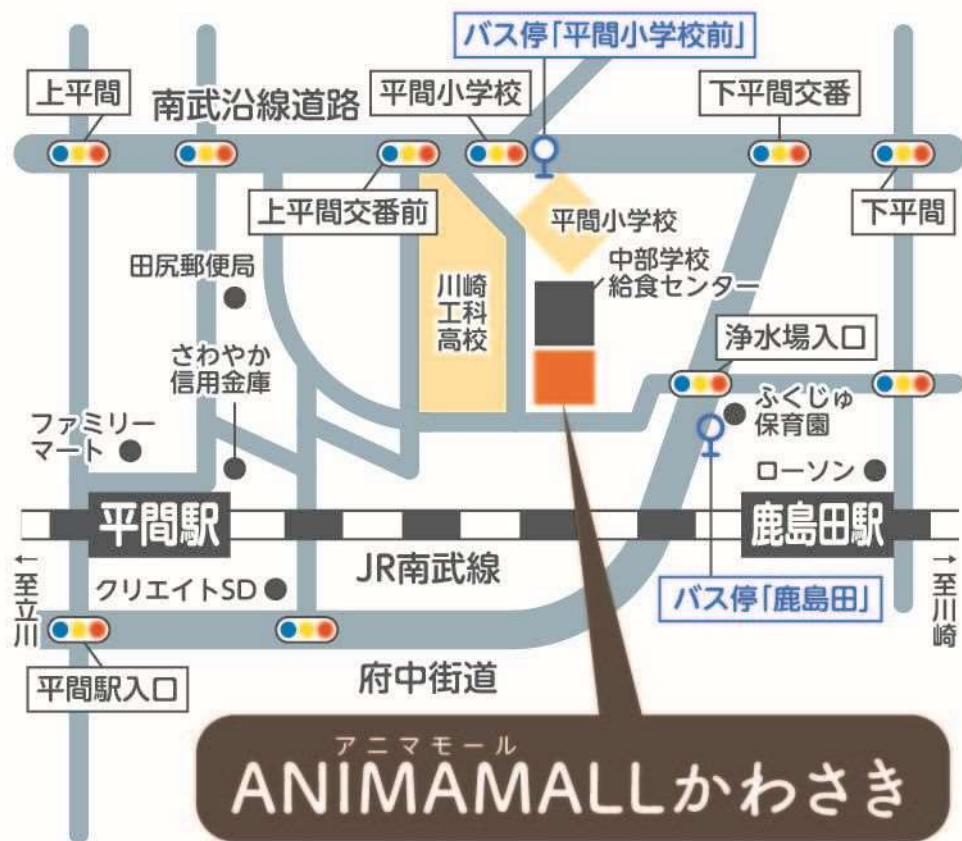
(1) 収容動物の検査等

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、適宜情報発信や検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、収容動物間の感染症を予防することができます。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ対応（H5N1等）マニュアルー保健衛生部局版ー」（川崎市健康福祉局保健所作成）等に基づき、感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、死亡野鳥の神奈川県への搬送を行います。また、愛がん鳥の死亡、衰弱等により、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査の実施及び確定検査（遺伝子検査）用試料を採取します。

案内図



〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

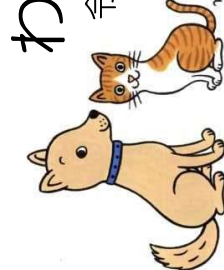
JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

資料
(わんわんレポート)



わんわんしपोर्ट

令和4年4・5月号 No.403



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL
川崎市中區区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torioka.

～令和4年4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました
所長 (獣医師) 福田 依美子 担当 (獣医師) 上原 健
担当 (獣医師) 山本 義明 担当 (獣医師) 戸田 素弘

☆よろしくお願ひします
所長 (獣医師) 金子 亜裕美 担当 (獣医師) 駒根 綾子
担当 (獣医師) 毛利 広之 担当 (獣医師) 坂川 まり菜



～関係各部署の動物行政担当者について～

☆一部異動がありましたので、改めて紹介します。

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当 課長補佐 江口 麻樹

川崎区役所地域まもり支援センター衛生課	係長 佐野 孝祐	担当 土井 啓誠
幸 区役所地域まもり支援センター衛生課	係長 肥後 美千代	担当 兵頭 彩智
中川区役所地域まもり支援センター衛生課	係長 関本 容子	担当 岡本 修太
高津区役所地域まもり支援センター衛生課	課長補佐 鳥羽山 明美	担当 新田 礼子
宮前区役所地域まもり支援センター衛生課	係長 仲林 陽子	担当 高橋 友美
多摩区役所地域まもり支援センター衛生課	課長補佐 大塚 晃	担当 松田 紫恵
麻生区役所地域まもり支援センター衛生課	係長 占部 真美子	担当 菊池 由紀
		担当 掛川 綾香
		担当 望月 香嗣里

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

◆犬の登録について
生後90日を超えた犬は、生涯1回の登録が必要で、お住まいの区の地域まもり支援センター衛生課で登録の申請をしてください(手数料3,000円)。登録後、犬鑑札が交付されます。引越した場合は等には移転先の市区町村窓口への届け出が必要となります。

◆狂犬病予防注射について
飼い犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。注射後、お住まいの区地域まもり支援センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください(手数料550円)。
※市内の狂犬病予防注射済票交付動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、その場で注射済票が即時交付されます。



★犬鑑札及び注射済票の犬への装着は義務です！
飼い犬が迷子になったり、思わぬ災害で離れればならなかった場合にも、飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べる事ができます。大切な飼い犬を守るためにも、犬鑑札及び注射済票を必ず犬に装着してください。

マイクロチップの装着・登録について ～令和4年6月から新たな制度が始まります～

令和4年6月1日から、リーダーやペットシヨップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されます。つまり、リーダーやペットシヨップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には、ご自身の情報に変更する必要があるります。

マイクロチップってどんなもの？

- マイクロチップは、直径1.2mm×長さ8mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字 (ISO規格の固体識別番号) が記録された電子標識器具です。
- 動物病院や動物愛護センターで、番号を専用のリーダー (読取り器) を使って読み取り、データベースで検索することにより、あらかじめ登録された飼い主情報を確認することができます。
- マイクロチップは電池交換などは必要なく、一度動物に埋め込めば一生交換する必要のない身元証明になります。
- 鑑札や迷子札と異なり、体の中に埋め込まれるものなので、外れてなくなってしまう心配がほとんどありません。一方で、マイクロチップは体内に埋め込まれ、専門のリーダーがないと情報を確認することができないといった弱点もあるため、鑑札や迷子札と併せて装着することが大切です。
- 迷子、震災など非日常の事態でも、鑑札・迷子札だけでなくマイクロチップの装着・登録を行えば、ペットが飼い主のもとに帰ることができる可能性が高くなります。

マイクロチップの装着について

- 装着は獣医師行為なので必ず獣医師が行います。
- 専用の注射器で皮下に装着します。犬や猫の場合、肩甲骨のあたりに装着します。
- 犬は生後2週齢、猫は4週齢から装着できます。
- 痛みは通常の注射と同じくらいと言われています。
- 費用は数千円で、病院によって異なります。
- 近頃の動物病院へお問い合わせください。



(公益社団法人日本獣医師会発行リーフレットから一部引用)

既に民間登録団体(APO, Fam, JKCなど)に登録がお済みの方へ

令和4年6月1日から、環境省のマイクロチップ登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の運用が始まります。

これまでに民間登録団体 (APO, Fam, JKCなど) に登録をしている飼い主の方は、令和4年5月31日までに「移行登録サイト」にアクセスし、手続きを行えば、無料で環境省のサイトに移行登録することができます。登録は、以下のQRコードから手続きを進めてください。



手続きはこちら

お問合せ
公益社団法人日本獣医師会
電話 03-6384-5320
メール info@nichijiu.or.jp

マイクロチップが装着されていても、飼い主情報の登録を忘れていたり、古い情報 (住所、電話番号など) のまま登録されていたりすると、ペットが迷子になったときにおうちに帰れない可能性があります。
マイクロチップ装着後は必ず飼い主情報を登録し、登録情報に変更があった場合には、速やかに更新しましょう。

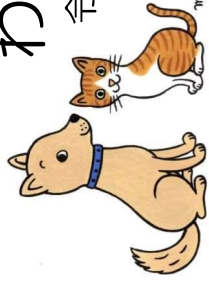


マイクロチップの装着・登録等に関するQ&A
(環境省サイト)



わんわんしポート

令和4年6・7月号 No.404



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137



ANIMAMALL かわさき サマースクールを開催します

2～3年生向け

★開催日時

第1回	令和4年8月 9日 (火)	13時30分～15時30分
第2回	令和4年8月10日 (水)	9時30分～11時30分
第3回	令和4年8月15日 (月)	9時30分～11時30分
第4回	令和4年8月16日 (火)	13時30分～15時30分
(各回とも同じ内容)		

★対象

川崎市内在住・在学の小学校2・3年生

★定員

各回4組 1組3名程度まで
(保護者の同伴は必須ではありません)

★内容

『ANIMAMALLかわさきの猫を観察してみよう!どんな気持ちかな?』

動物にも気持ちがあることを知り、動物の気持ちを観察・想像する活動を通じて動物愛護の気持ちを育もう。



館内を見学して、動物たちのお世話しているエリアを見たり、動物を観察してみよう!

4～6年生向け

★開催日時

第1回	令和4年8月 9日 (火)	9時30分～11時30分
第2回	令和4年8月10日 (水)	13時30分～15時30分
第3回	令和4年8月15日 (月)	13時30分～15時30分
第4回	令和4年8月16日 (火)	9時30分～11時30分
(各回とも同じ内容)		

★対象

川崎市内在住・在学の小学校4・5・6年生

★定員

各回4組 1組3名程度まで
(保護者の同伴は必須ではありません)



★内容

『ANIMAMALLかわさきに子猫がやってきた!命を守るために』

子猫の収容の流れを動画で学ぶなどの活動を通じて命を守る仕事について知り、適正飼養に関する知識を学ぼう。

©開催場所: 川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき (中原区上平間1700番地8)

©申込み : 7月14日 (木) 8時30分から電話 (044-589-7137) にて先着順

カラス被害にお困りではありませんか…?

毎年、春から夏にかけて「カラスに襲われました。」といったお問合せがよくあります。実は、カラスが攻撃するには理由があります。只今、カラスは子育て真最中。一般的に、威嚇・攻撃報告が多いのは繁殖期である3～7月といわれています。この時期は、雛が巣立ったり、大きくなり巣から落ちたりする時期なので、親カラスが雛を守ろうとして、人を威嚇・攻撃したことから「襲われた。」という認識となります。

◇川崎市内のカラス

- ・「ハシブトカラス」と「ハシボンカラス」のうち、市内で多く見られるのは「ハシブトカラス」です。
- ・くちばしが太く、額が出っ張って見え「カアカア」と澄んだ声で鳴きます。
- ・体型は大柄で、跳ねることが多く、もともとは森林性のため、樹上にいることが多いです。

◇カラスの威嚇・攻撃が起こりやすい巣と人の位置関係 (傾向) >



マンションの樹木があり、屋上に人が立った場合

ベランダと同じ高さにある場合

街路樹に巣があり、人が歩道橋を歩く場合

◇威嚇と攻撃

- ・カラスの縄張りは、巢を中心に半径20から100mといわれています。
- ・何もなく巣を見上げた時、縄張りとは知らずに近づいただけで威嚇や攻撃を受けることがあります。
- ・威嚇・攻撃時は「カアカア」ではなく、「ガァガァ」と濁った声で鳴きます。



攻撃されたら、挑発せず、声をあげずにその場を離れてください。
また、帽子や傘等で後頭部を保護するとよいでしょう!
羽が接触することを恐れて近寄りません。

◇生活被害がある場合等についての川崎市の対応

野生鳥類であるカラスについては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により原則、捕獲等が禁止されていますが、生活環境などの被害が発生している場合には、許可を受けたうえで捕獲等が出来ます。被害の発生時には、基本的に共生(愛護)場所・施設の管理者に依頼していただくことになっています。捕獲の許可については、動物愛護センターに申請をしてください。許可できる場合、また、できない場合については、それぞれ次のような例があります。ご不明点等ございましたら、動物愛護センターまでお問い合わせください。

- <許可できる場合> 人や家畜への被害発生、農作物被害等
- <許可できない場合> 鳴き声がうるさい、見かけの不快、集団になっていて怖い等

【わんわんしポート 4・5月号の表紙ミスについて (お詫び)】

前号当表紙の別添封書紹介欄において、他誌掲載の所属名と誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。

(誤) 健康福祉局保健衛生課

(正) 健康福祉局保健衛生課政策部生活衛生担当



詳しくはこちら
川崎市HP カラスについて

わんわんしपोर्ट

令和4年8・9月号 No.405



川崎市動物愛護センター ANIMAL MALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigo.

9月20～26日は「動物愛護週間」です

動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、「動物愛護及び管理に関する法律」において、9月20日から26日までの1週間を動物愛護週間と定めています。川崎市では、昨年度、昨年度と新型コロナウイルス感染症の影響により、動物愛護フェアの開催を中止しましたが、今年度は以下の内容にて開催することとなりました。例年の開催内容ではなく、新型コロナウイルス感染症予防のため、動物の愛護と適正な取扱いに関する展示や写真などを見学いただくことを主体として実施します。

また、動物愛護センターから個人譲渡された動物達の写真展を市HPおよび動物愛護センター館内で開催します。

動物愛護フェアかわさき2022

開催日時：9月20日(火)から29日(木) ※24日(土)は除く

午前10時～午後4時まで

会場：動物愛護センター



①写真展「我が家のペット自慢」

★内容：ご家庭で大切にされているペット達のかわいい写真を展示します！
展示にあたって、ペットの写真を募集しますので、奮ってご応募ください。

募集期間：8月1日(月)から29日(月)

※応募には川崎市在住者である等の条件があります。

詳しくはこちらをご確認ください！



②市民公開講座「シニア期を迎えた愛犬との暮らし方」

★日時：9月23日(祝・金) 午後2時～
★事前申込制：8月15日(月)～受付 先着50名
★申込先：健康福祉局保健医療政策部 生活衛生担当
★講師：鈴木隆弘氏 ユニ・チャーム株式会社
★内容：シニア期を迎えた、またはこれからシニア期を迎える愛犬と暮らすうえで、知っておきたい食事・運動・暮らし方等について学ぶことができます。



③バックヤードツアー

★日時：9月25日(日) 午前11時～、午後2時～ 計2回
★事前申込制：9月15日(木)～受付 各回ともに先着10名程度
★申込先：動物愛護センター
★内容：普段は見ることができない、子猫室などのバックヤードの様子を見ることが出来ます。展示パネル等により動物との正しい関わり方を学ぶことができます。

その他、防災や適正飼養等に関する展示、9月23日(祝・金)に登録団体による譲渡会も実施予定です。

動物慰霊祭について

例年、殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所において試験検査のために用いられた動物の慰霊を目的として執り行っています。昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、センター関係職員のみで開催する予定です。

子猫の飼い主さん募集中です！

川崎市動物愛護センターでは、現在、子猫の新しい飼い主さんを募集しています。なお、新型コロナウイルス感染症及び譲渡対象動物の状況を踏まえ、譲渡相談にしましては、譲渡希望者との調整による完全予約制としております。譲渡をご希望の方は譲渡条件をご確認のうえ、まずはお電話にてお問合せください。



譲渡条件について詳しくはこちら→

雷や花火の音にご注意ください！

例年、雷や花火の音にびくびくして、犬や猫が家から飛び出し、逃げてしまう事例が報告されています。中には網戸を突き破ってしまうケースも...！
夏は、雷や台風等、天候の激しい変化に遭遇することが多く、雷鳴や稲妻等に対して強い恐怖を感じる犬・猫が多いことは、一般的によく知られています。お祭りや花火等、私達にとっては楽しいイベントも、犬・猫にとっては、大きな音が恐怖の対象となります。ぜひ、天気予報や行事予定を確認するようにしましょう！また、大きな音が聞こえる場合には、犬・猫を安心させる等、事故防止に努めましょう。

災害対策 vol.1 ～備えあれば憂いなし！？防災は準備が命～

8月30日～9月5日までの1週間は「防災週間」、9月1日は「防災の日」とされています。地震等の災害に備え、皆さんは日頃からどのような対策をされていますか。災害発生時には、人だけでなくペットも危険にさらされます。自身のペットを守るためにも、周囲の迷惑にならないよう管理するためにも、日頃から防災用品の準備やしつけ、ワクチンや駆虫、迷子対策をしっかりと行い、災害に備えましょう。今回は、災害対策のコラム第一段として、ペットの防災用品について紹介します。

人のための防災グッズと

一緒にしておくもの

- ☐ 常備薬
- ☐ 動物の防災手帳
- ☐ 動物の写真
- ☐ リード

ペットの防災用品

- ☐ 餌と水(最低5日分)、食器
- ☐ リード、キャリーバッグ
- ☐ 糞取り袋、ペットシート、新聞紙
- ☐ ポリ袋
- ☐ カイロ、冷却ジェル

余裕があればあると便利なもの

- ☐ 毛布・バスタオル
- ☐ 手入れ用品(ブラシ等)
- ☐ おもちゃ
- ☐ ビニールシート

防災手帳

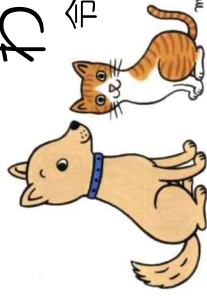
川崎市では防災手帳(左)を各区役所衛生課にて配布しています



これらは一例です
僕たちのことを一番理解している飼い主さんだから
こそ必要と思うものがあれば別途準備してね

わんわんしपोर्ट

令和4年10・11月号 No.406



川崎市動物愛護センター ANIMAL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

サマースクールを開催しました

8月9日、10日、15日、16日の4日間、当センターでサマースクールを開催し、計37名の児童が参加してくれました！2～3年生向け低学年プログラムでは、「動物の気持ち」をテーマとして、写真や動画でボディランゲージを学んだり、実際の動物を観察し、「動物の気持ち」を考えながらスケッチしたりしました。4～6年生向け高学年プログラムでは、ANIMALかわさきの職員の仕事内容について勉強したり、館内見学を通して、動物の適正飼養について学んだりしました。

実際の動物を観察する場面では、皆さんが優しく接してくれたおかげで、最初は少し人見知りしていた猫のマウイも、徐々にリラックスした様子で、撫でてもらって気持ち良さそうでした。4日間を通じてマウイにも気持ちの変化があったようです…！

所有者明示について学んでみよう！

高学年向けプログラムでは、犬の抱いぐるみやマイクロチップリーダーを使って、ペットの所有者明示の重要性についてもお話しました。わんわんレポート読者の皆さんにも、ご紹介します！

犬の鑑札（川崎市の場合、環境省データベースに登録した場合、マイクロチップを鑑札とみなすことも可能）や迷子札等を身に着けることで、迷子になったペットの発見を容易にする可能性が高まります。ただし、これらは首輪に装着するため、首輪がはずれた場合を考えるとあまり確実な方法とはいえません。その点、マイクロチップは、動物の体に埋め込むため、脱落することなく半永久的で確実な方法です。マイクロチップの番号をリーダーで読み取り、データベースに登録された情報と照合する

ことで、飼い主のもとに戻る可能性がさらに高まります！サマースクールでは、マイクロチップの読み取り体験も実施しました！

複数の方法で対策を！！

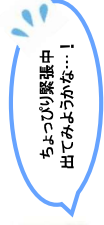


迷子札等装着済のペット

マイクロチップ挿入済のペット



飼い主のもとに戻る可能性UP!!!



ちょっぴり緊張中
出てみようかな…！



撫でられるの好きかも…！



譲渡動物の写真展を開催しました

動物愛護フェアかわさき2022開催中の9月20日～29日の期間、当センターから個人譲渡された動物達の写真展を市HPおよび当センター館内で開催しました！たくさんの方にいただいた写真を展示し、多くの来館者にもご覧いただきました。新しいお家で、幸せそうな卒業生たちの様子を見て、職員も幸せな気持ちになりました！



写真展の様子

飼い主さん募集中

※上写真の動物は当センターの譲渡対象動物です

その他、10月4日(火)に動物慰霊祭を執り行いました。
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、関係職員のみで実施しました。

災害対策 vol.2 ～備えあれば憂いなし！？日頃からの準備が命～

前号に引き続き、災害対策についてのお話です。災害発生時には、人だけでなくペットも危険にさらされます。自身のペットを守るためにも、周囲の迷惑にならないよう管理するためにも、日頃から防災用品の準備やしつけ、ワクチンや駆虫、迷子対策をしっかりと行い、災害に備えることが大切です。今回は、コラム第2段として、犬・猫のしつけや健康管理、所有者明示について、日頃から準備しておく必要のある項目の一例を参考に紹介します。

しつけ

周囲の迷惑にならないように、しつけを普段からしておきましょう

- 1待て止お座り「伏せ」ができる
- ケージに入ること嫌がらない
- 不必要に吠えない
- 決まった場所で排泄ができる
- 人を怖がったり攻撃しない



- ケージやキャリーに入ること嫌がらない
- 猫用トイレで排泄ができる
- 人や他の動物を怖がらない

健康管理

避難生活ではストレスがかり、体調を崩しやすくなります

- 体を清潔に保つ
- 狂犬病予防注射と各種ワクチンの接種
- 犬フィリア症の予防・駆除



- 体を清潔に保つ
- 各種ワクチンの接種
- 寄生虫の予防・駆除

所有者明示

災害はいつ起こるかわからないので、所有者明示をしましょう

- マイクロチップ（鑑札と兼ねることも可）
- 鑑札と狂犬病予防注射票
- 首輪や迷子札



- マイクロチップ
- 首輪や迷子札

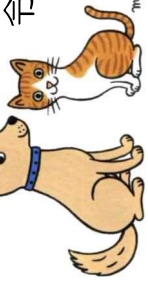
日頃からケージに慣れる練習をしておきましょう

いざという時、役に立ちます！



わんわんしポート

令和4年12・1月号 No.407



Copyright (C) 2010 Mari Toriye.

川崎市動物愛護センター ANIMAL MALL
かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地 8
電話 044-589-7137



猫の不妊去勢手術補助の申請についてのご案内

猫の繁殖期は初春から晩秋と言われています。「まだ手術しなくても大丈夫だろう」と放っておくとあとという間に数が増えたり、まいます。飼育猫の場合、猫の数が多くなると、餌代やワクチン代などの費用が増えるだけでなく、猫同士の関係に気を配ったり、近隣住民へ配慮すること、より一層必要になります。子猫のもらい手を探すことも簡単ではありません。野良猫が増えれば、様々なトラブルの元となります。望まない命を増やさないためには、不妊去勢手術を行うことが必要です。その他にも、不妊去勢手術には様々なメリットがあります。

- 例えば…
- ♂ 性的なストレスによる異常な鳴き声や争いなどの問題行動が減る
 - ♂ 生殖器の病気や交尾でうつる病気、性ホルモンによる病気のリスクが減る 等

川崎市では、猫の適正飼養を推進するために、猫の不妊去勢手術費用の一部補助を実施しています。申請期間を2期に分けて実施しており、第1期は令和4年1月1日（金）から令和4年12月28日（水）まで、第2期は令和5年1月4日（水）から令和5年3月31日（金）までです。期間中、先着順にて申請を受け付けており、補助金交付予定額が予算に達した時点で締め切りとなります。補助を申請できるのは市内在住で、市内において飼養管理されている猫の飼い主の又は市内において所有者の判明しない猫を責任を持ってお世話をしている方です。また、補助の対象は、期間中に協力動物病院指定獣医師のもとで実施した手術です。

申請に関するお問合せは、お住まいの区の区役所衛生課までをお願いします。なお、妊娠猫の手術は、猫の体へ大きな負担がかかります。そのため、不妊去勢手術を実施する場合は、できるだけ冬の期に行いましょう。

受付期間 令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

対象 市内において飼養管理されている猫の飼い主の方

市内において所有者の判明しない猫を責任をもって世話をしている方

補助額 メス1頭 3,000円 オス1頭 2,000円

申請の流れ

- ① 申請書を入力し記入する
- ② 手術を受ける
- ③ お住まいの区の区役所衛生課窓口で申請する

申請書類はこちら↓↓
からもダウンロードできます



詳しくは区役所地域もり支援センター衛生課

までお問合せください

川崎区役所	衛生課 電話：044-201-3222	宮前区役所	衛生課 電話：044-856-3270
幸区役所	衛生課 電話：044-556-6681	多摩区役所	衛生課 電話：044-935-3306
中原区役所	衛生課 電話：044-744-3271	麻生区役所	衛生課 電話：044-965-5164
高津区役所	衛生課 電話：044-861-3322		

川崎市動物愛護事業に皆様のご寄附をお願いします

川崎市では、「川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱」を定め、これまでたくさんのご寄附をいただいています。皆様の多大なるご支援・ご協力、誠にありがとうございます。いただいたご寄附は、収容動物の診療を行うための検査機器やペットシートや猫砂等の物品購入に活用させていただいております。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。寄附の方法は、以下のとおりです。

① 川崎市ふるさと応援寄附金で

納付書をお送りしますので、当センターまでお問合せください。

★ 電話：044-589-7137

★ FAX：044-589-7138

※ インターネットでのクレジット・カード払いも可能です。詳しくはこちらをご覧ください。 →



② 口座振込で

口座へお振込みください。

★ 受取人口座名義：川崎市動物愛護基金寄附金口座

（カワサキ動物愛護基金寄附金口座）

★ 振込先銀行名：横浜銀行 川崎支店

★ 口座番号：普通預金 6183018

※ 振込の優遇措置の対象とはなりません。また、手数料は寄附者様ご負担となります。

③ 物品（消耗品・フード）で

飼養動物の状況により、必要な物品が異なります。

詳細は当センターまでお問合せいただくか、市HPをご覧ください。

★ 受付方法：センターの開館日時内にお持ちいただくか、ご送付にて承っております。



← 物品募集内容の詳細はこちらから

撮影レポート ～ PR動画作成に向けた撮影を実施しました ～

10月上旬、当センターのPR動画作成のため、プロカメラマンさんによる、当センターの譲渡対象猫の映像撮影を行いました。今回、撮影のモデルになったのは、成猫のマウイです！とても和やかな雰囲気の中、映像撮影を行いました。わんわんレポート読者の皆様にも、撮影風景の一部をご紹介します。

マウイ

＜たくさん遊んでご満腹！＞

初め、部屋の外からマウイの様子を観ていると、何やら少し緊張気味でした。少し時間を置いてから、職員とカメラマンさんで、いざ中に入ってみると、緊張よりも撫でてほしい気持ちの方が勝ったのか、すぐに興味津々な様子で近付いて来てくれ、撫でられると嬉しそうでした。撫でてもらうのが大好きなマウイらしく、リラックスしながら撮影の時間を過ごされたようで、我々職員も安心しました。その他にも、キャットタワーで遊んだり、ライナスのことを気にしてみたりと、色々な表情を見せてくれました。

＜日角勝ってセララックス＞

先日、当センターから譲渡されたライナスも撮影に参加してくれました！撮影当日、お天気がとても良かったので、日光のよく当たった場所でもリラックスした様子でした。ライナスがいてくれたことで、マウイの色々な表情をみることもできました！

ライナス、改めて卒業おめでとう！新しいお家でもリラックスして幸せに過ごしてね。

ライナス

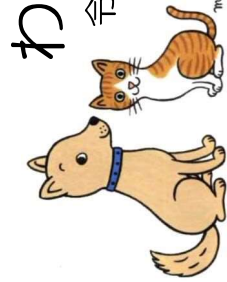
アゼリアビジョンでの放映決定！

JR川崎駅構内のアゼリアビジョンにて、**1月20日（金）から26日（木）**

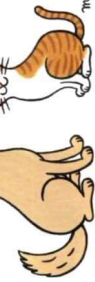
の期間、上記PR動画の放映（7時から23時までの間で繰り返し放映）されることになりました。どのようなPR動画が完成したのか、お近くにおいでの際は、ぜひご覧いただけると嬉しいです。お楽しみに…♪

ビジョン位置：JR川崎駅 中央通路 東口（アゼリア側）





令和5年2・3月号 No.408



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

今年度も多くの動物達が新しいご家庭へ譲渡されました

今年度も、犬14頭、猫142頭（令和5年1月末現在、個人・団体譲渡総数）と、多くの動物達が新しい飼い主さんのもとに巡り会い、当センターを卒業しました！先日、卒業生の動物達が新しいご家庭でどのように過ごしているの様子を写真に譲渡先のご家庭へ伺いました。皆幸せそうにラップスした様子で、飼い主さんとの絆を感じました。また、環境づくり等、飼育管理の面からも飼い主さんからの愛情を感じました。改めて、温かいご家庭に動物達の命を繋ぐことができたのだな、と職員一同安心しました。

このように、当センターでは、譲渡後も調査を実施して動物の状況確認をしたり、飼い主さんから飼育管理についてご相談があった場合にはお答えしたりしています。こうした調査も含めて「譲渡」と考えられています。

＜合巻＞

- ① 電話にて問取り
- ② 来所、職員との面談
(議渡前調査)
- ③ 動物との対面
- ④ 議渡に向けた練習等
(複数回の来所)
- ⑤ 議渡前講習会
- ⑦ トライアル
- ⑧ 議渡
- ⑨ 議渡後調査



＜猫・その他の動物の場合＞

- ① 電話にて聞き取り
② 来所、職員との面談
（譲渡前調査）
③ 動物との対面
―――後日―――
（譲渡可能な場合）
④ 必要物品の準備
⑤ 来所、譲渡前講習会
⑥ 譲渡
⑦ 譲渡後調査
- 



※トライアルはありません

さて、ありがたいことに、譲渡についてご相談を多くいただきました。そこで、今回は、当センターでの一般的な動物入籍の流れについてご紹介いたします。犬・猫・その他の動物それぞれについて、一般論の流れを一例として人話しました。当センターでは、動物と希望者双方のマッチングを重視しています。そのため、動物の状態や希望者さんの相性等により、実際の流れが上記内容と異なる場合もありますので、ご了承ください。

また、猫の譲渡ではトライアル期間を設けていないのですが、犬の譲渡では、複回帰来所して犬の性質を理解し、即断を促めたうえでトライアル期間を設けており、お見合いを重ねることで動物と希望者さんとの絆を少しずつ築いていきます。つまり動物運と向き合ってくださいる飼い主さんを募集しています。

議院に興味がある方は、市HPにも議院動物情報や議院条件の記載がありますので、ぜひご覧ください。さらに詳しく議院の流れを知りたい!という方や、議院を希望の方、まずはお電話にてお問合せください。

※トライアル：正式譲渡に向けて、希望者さん宅にて、動物と希望者さんが一緒に暮らし期間のこと。



詳しくはこちら!!

春に向けて…
準備を進めましょう!!

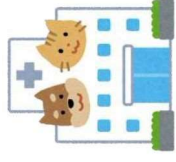


日照時間も日に日に長くなり、寒さも少しずつ和らぎ始め、春の訪れが近づいています。春になると、動物たちの活動も活発になりますが、動物たちだけではなく、蚊やノミ・ダニなど動物たちに病気を媒介する虫たちの行動も現れ始めます。暖かくなって、皆さんの大事なペットが病気になる前に、今のうちから予防を行いましょう。今回は、犬・猫の病気の予防についていくつかご紹介したいと思います。

◆犬のフィラリア症（犬糸状虫症）の予防

フィラリア症（糸状虫症）は、蚊の媒介によって感染し、血液の慢性的循環障害や呼吸器の症状がみられます。重症化すると死にいたる可能性もあり、予防が100%可能です。予防薬の効果は大の体内に侵入した感染幼虫が筋肉内で发育している間に駆除するものであり、感染そのものを防ぐものではありません。そのため、成虫が寄生することで引き起こされる病害を予防するためには、定期的に確実な投薬が欠かせません。

また、蚊によって媒介されたミクロフィリア（フィリアの幼虫）が体内で成虫まで成長してしまうと外科手術をしなければならないこともあります。恐ろしい病気から愛犬を守るために、かかりつけの動物病院で日頃からしっかりと予防し、ケアしてあげましょう。



◆(三)・ダニの予防

ノミやダニは動物の体表に寄生して血液を吸う1～10mm くらいのおおきさの生き物で、ノミやダニは寄生すると犬や猫に激しい痒みを生じ起こす事でなく、アレルギー皮膚病、炎症といった皮膚病疾患も引き起こす可能性があり、皮膚疾患以外にもノミの場合、犬糸虫(回虫)といった寄生虫を犬や猫の体内へ(加害虫)させるものもいます。また、ノミ・ダニと媒介するとしても、ノミ・ダニは人にも寄生して貧血やひどい痒みを引き起こしたり、危険な感染症などを媒介する生き物なので、ペットに飼いまわりのために必ず予防は必ず行うように願います。

ダニには触れずに動物病院へ！

ペットにダニが付いていたら、取ってあげたくなりませんか。また、ダニは皮膚の奥まで頭を突き、噛みつくため簡単に取れません。無理に引っ張ると、胴体のみちぎれて、頭部は動物の体内に残ってしまいます。また、ダニの中には、体内に様々な細菌やウイルスを保持している個体にもいます。中でも怖いのが、ダニを介して感染する、SFTSウイルス（重症熱性血小板減少症候群）で、これは人への感染例、死亡例も報告されています。

マダニを見つけたら、素手はもちろん、ピンセットなどで取り除くことはせず、すぐに動物病院に連れていき、適切な治療を行いましょう。

◆狂犬病の予防注射

日本では、狂犬病予防法で、犬の飼主に、自治体への犬の登録と毎年の注射を行いまし、防疫射が義務付けられています。犬を飼う場合には、必ず登録と毎年の注射を行います。

狂犬病は、主に水に咬まれて感染し、日本でも多くの人の命を奪った感染症です。1957年以降には人、動物ともに国内感染はありませんが、2020年、フィリピンで水に咬まれた人が、日本帰後に発症、死亡した輸入感染症例の報告があまりありません。発症するとほぼ100%死にすると言われており、現在も世界のほとんどの地域で発生し、年間約60万人が亡くなっています。国内感染はなくなり、外国から侵入してくる可能性は常にあると言えます。

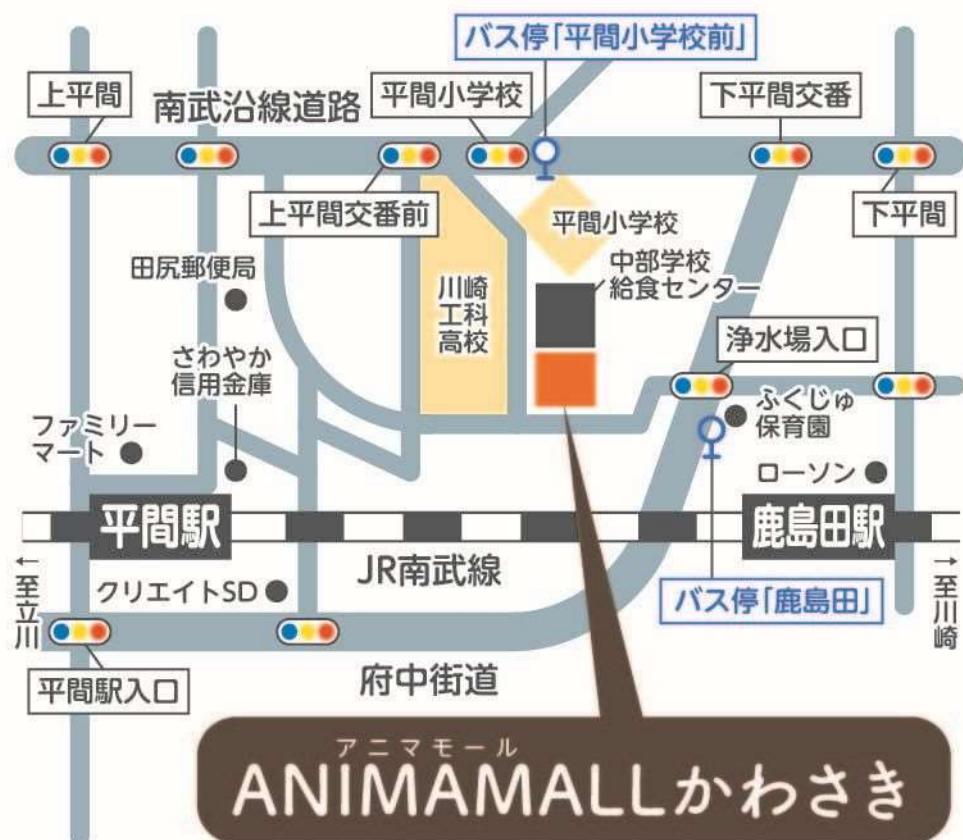
このような恐ろしい病気から人や愛だたちを守るためにも、かかりつけの動物病院にて狂犬病予防注射を実施しましょう。実施後に交付される狂犬病予防注射済票は、鑑札（※川崎市では、環境省データベースに登録した場合、マイクロチップを鑑札とみなすことも可能）と一緒に首輪などに付けることが義務付けられています。



※詳しくは154ページを参照

参考：環境省パンフレット「私たちがつくるペットとのこれから」

案内図



T211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間 1700 番地8

電話 044(589) 7137

FAX 044(589) 7138

発行 令和5年4月